

三島市立南中学校いじめ防止等の基本方針

平成28年10月11日策定

平成30年3月10日改訂

令和2年6月15日改訂

令和3年7月1日改訂

令和4年4月1日改訂

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめに対する認識

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめを受けた生徒の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの生徒たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、学校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめの区分とその対処

ア 一般的な暴力

いじめがエスカレートして「殴る、蹴る、脅す」などの行為が発生した場合は、「一般的な暴力」に相当する。これは、刑法で禁じられている暴行罪や傷害罪、恐喝罪などに当たるため、いかなる場合であっても、警察等と連携して速やかに対処する。

イ 暴力を伴ういじめ

「暴力を伴ういじめ」とは、「行く手に立ちふさがる、靴やカバンを隠す、持ち物

に落書きをする、殴るまねをする、殴るぞと口にする、軽く小突く、プロレスごっこと称して技をかける」などである。これは、相手に不安や恐怖感、不快感を与える物理的な力を行使する行為で、乱暴な生徒によって行われることが多い。この場合、被害者の心理的苦痛は計り知れないので、速やかに対処する。

ウ 暴力を伴わないいじめ

「暴力を伴わないいじめ」とは、「悪口、冷やかし、からかい、うわさを広める、仲間外し、無視」などである。これは、日常に起きるいじめであるが、被害者の心理的苦痛は個々によって違うので、相応に対処する。ただし、これらのいじめを、「特定の生徒に対して執拗に繰り返す、長期にわたって繰り返す、集団で行う」などの行為が生じた場合は、被害者に心理的苦痛が蓄積され、深刻ないじめに発展する可能性があるため、先を見通して対処する。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ問題対策委員会」

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによる「いじめ問題対策委員会」を設置する。定例の委員会は年間3回開催し、解消していないいじめについてケース会議を行い、解消に向けての行動計画を策定する。

(イ) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った生徒に対する指導及び支援
- ・ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・ 三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
- ・ その他いじめ防止に関わること

イ 「生徒指導部会」

管理職、生徒指導主事、各学年生活指導担当、養護教諭による週1回の情報交換を行い、ケースによっては、いじめ問題対策委員会に諮る。

ウ 「地域いじめ問題対策委員会」

生徒指導主事が年間5回のPTA運営委員会に出席し、いじめの状況とその防止及び対策を報告するとともに、保護者代表から意見を伺う。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ すべての児童生徒が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり

- ・規律正しい生活・・・チャイム前着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等
- (イ) 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・地域の特色を生かした「温水池清掃」「キラリ大作戦」などの清掃活動を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。
- ・生徒会行事における異学年交流の充実
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ア) 人間関係づくり

人間関係づくりプログラムを実施したり、生徒会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。学校行事に向けて、より良い学級作りをする。

(イ) 道徳授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。

(ウ) 人権教育の着実な推進

- ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
- ・教師自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

(ア) 全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。

(イ) 定期的実施する学年部会や主任会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。また、欠席したり遅刻や欠席が多かったりする生徒に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。

(ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。普段から言いやすい相談しやすい関係作りをする。

(エ) 年3回（6月10月1月）の「学校生活に関するアンケート」と年2回の教育相談により、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任、部活顧問等だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(ウ) 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

(エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。

(オ) いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭

と連携を取りながら、指導を行っていく。

- (カ) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- (キ) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- (イ) 必要に応じて、いじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携を強化する。
- (ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- (エ) インターネットやSNSを利用する際のルールやモラル及びフィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。また、実際にそれらを使ったいじめの事実を把握した場合は、学校と家庭が緊密な連携をとって対応する。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - ・学校が主体となる場合は、「いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ調査委員会」が調査にあたる。「いじめ問題対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。

- ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する可能性があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。

- (5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

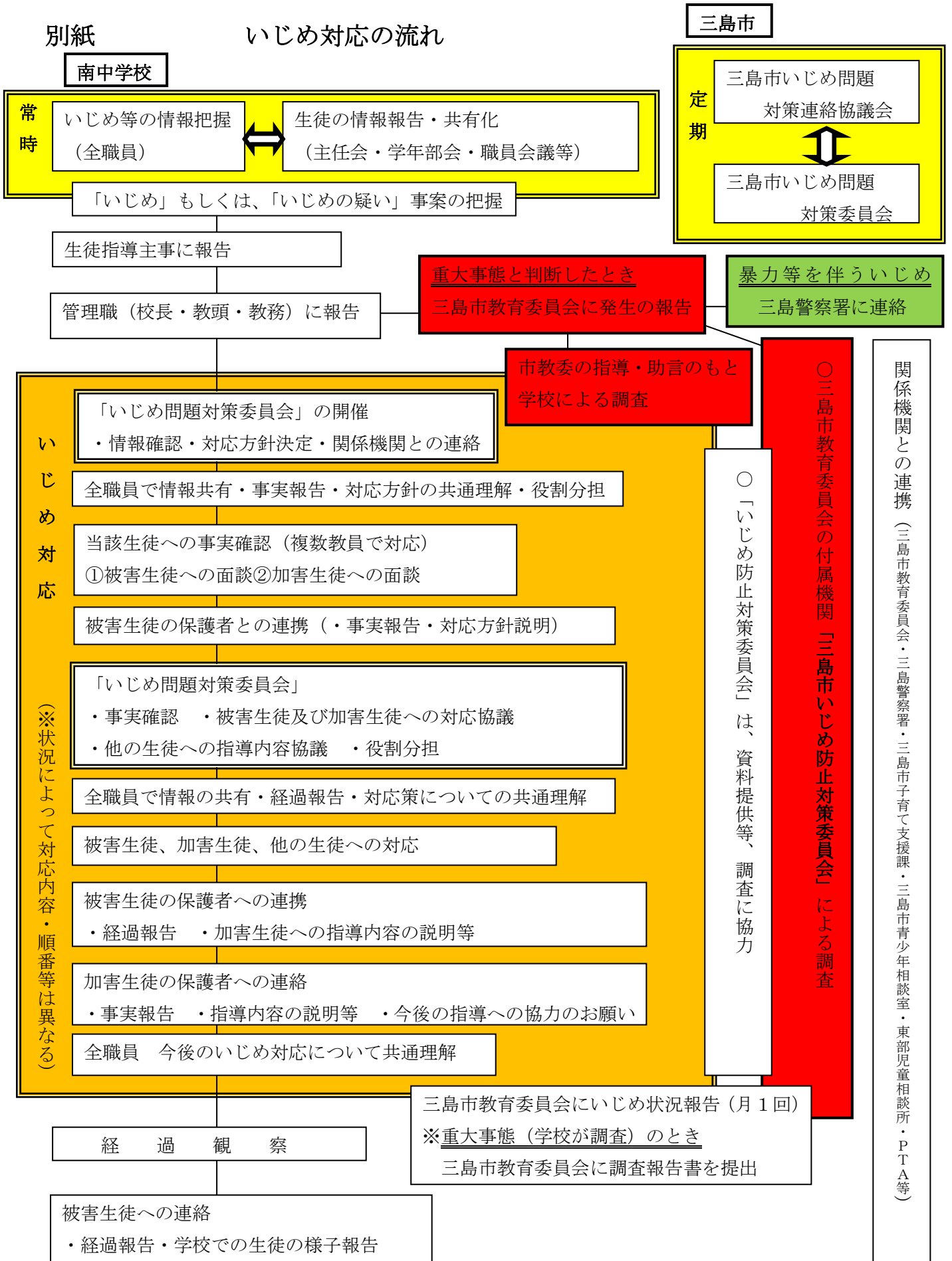
- (1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) いじめ対応の流れ（別添）
- (4) いじめ対策の年間計画（別添）
- (5) 関係機関と相談窓口（別添） ※三島市青少年相談室が電子相談を開設

別紙

いじめ対応の流れ



※該当生徒への面談等の記録 (担任・部活動顧問等)

※事案への対応記録、いじめ問題対策委員会の協議内容等記録 (生徒指導主事)

いじめ防止対策年間計画

月	取組	取 組 内 容
4	生徒指導理解会議	・職員研修会「新年度の情報交換」
5	生徒会活動	・生徒会による縦割り活動
6	教育相談	・いじめアンケート実施 ・5日間の教育相談実施 ・QU実施
7	第1回 いじめ防止対策委員会	・いじめケース会議
8		
9	学校行事	・ひいらぎ祭による縦割り活動
10	教育相談	・いじめアンケート実施 ・5日間の教育相談実施
11	第2回 いじめ防止対策委員会	・いじめケース会議
12	教育相談	・5日間の教育相談実施 ・県教委の人間関係プログラム効果測定ソフト実施
1		
2	第3回 いじめ防止対策委員会	・いじめケース会議
3		

別紙

関係機関と窓口

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番 (法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談 (三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンター 一三島分室 (三島警察署)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055- 981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話 (東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
携帯サイト	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/

【三島市青少年相談室 電子相談】

※QRコードからアクセスできます。

